

# 「宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律施行規則案」等の概要

令和3年10月  
内閣府宇宙開発戦略推進事務局

## 1 背景

「宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律」（令和3年法律第83号。以下「宇宙資源法」という。）が、本年6月に成立した。宇宙資源法は公布後6か月にあたる12月23日に施行されることから、同法を実施するため、宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律施行規則（以下「宇宙資源法施行規則」という。）を整備する。

また、宇宙資源法の施行により、同法附則第5条の規定に基づき、「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」（平成28年法律第76号。以下「宇宙活動法」という。）が一部改正される。そのため、関連する人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則（平成29年内閣府令第50号。以下「宇宙活動法施行規則」という。）についても必要な改正を行う。

## 2 主な内容

- (1) 宇宙資源法施行規則において、以下の事項等を定める。
  - ・ 宇宙資源法第3条の「事業活動計画」の様式を規定。
  - ・ 「事業活動計画」の記載事項の「その他内閣府令で定める事項」として、「資金計画及び実施体制」を規定。
  - ・ 宇宙資源法第4条における事業活動計画を公表しないことができる「内閣府令で定める場合」について規定。
- (2) 宇宙資源法附則第5条による宇宙活動法の一部改正に伴う、宇宙活動法施行規則の所要の改正。

## 3 今後の予定

パブリックコメント：令和3年10月20日に開始（期間：1か月間）

公布：令和3年12月中旬

施行：令和3年12月23日